

議案第79号

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

・勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）に伴い、勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 総則(第 1 条—第 22 条)	第 1 章 総則(第 1 条—第 22 条)
第 2 章 家庭的保育事業(第 23 条—第 27 条)	第 2 章 家庭的保育事業(第 23 条—第 27 条)
第 3 章 小規模保育事業	第 3 章 小規模保育事業
第 1 節 通則(第 28 条)	第 1 節 通則(第 28 条)
第 2 節 小規模保育事業 A 型(第 29 条—第 31 条)	第 2 節 小規模保育事業 A 型(第 29 条—第 31 条)
第 3 節 小規模保育事業 B 型(第 32 条・第 33 条)	第 3 節 小規模保育事業 B 型(第 32 条・第 33 条)
第 4 節 小規模保育事業 C 型(第 34 条—第 37 条)	第 4 節 小規模保育事業 C 型(第 34 条—第 37 条)
第 4 章 居宅訪問型保育事業(第 38 条—第 42 条)	第 4 章 居宅訪問型保育事業(第 38 条—第 42 条)
第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条—第 49 条)	第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条—第 49 条)
第 6 章 雜則(第 50 条)	第 6 章 雜則(第 50 条)
附則	附則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び	第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び

第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等についてはこの限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。
_____)を提供すること。

- (3) (略)

(新設)

(新設)

第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等についてはこの限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

- (3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2

(食事の提供の特例)

第 17 条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(新設)

附 則

1 (略)

号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

(食事の提供の特例)

第 17 条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

附 則

1 (略)

(食事の提供の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者_____が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（新設）

(食事の提供の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
(小規模保育事業B型等に関する経過措置)	(小規模保育事業B型等に関する経過措置)
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)
(利用定員に関する経過措置)	(利用定員に関する経過措置)
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>8</u> 前 <u>6</u> 項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。